

老人福祉法に基づく各種届出について

1. 届出対象事業

介護保険法上の事業名称	老人福祉法上の事業名称
夜間対応型訪問介護	
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	老人居宅介護等事業
第一号訪問事業（※1）	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	複合型サービス福祉事業
地域密着型通所介護	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	老人デイサービス事業
第一号通所事業（※2）	

（※1）第一号訪問事業・・・国基準訪問型サービス／基準緩和訪問型サービス

（※2）第一号通所事業・・・国基準通所型サービス／基準緩和通所型サービス

2. 届出の種類と提出方法等

事業名	老人居宅生活支援事業 開始（変更、廃止（休止））届 【様式1・2・3】	老人デイサービスセンター設置（変更、廃止（休止））届 【様式4・5・6】
老人居宅介護支援等事業		
小規模多機能型居宅介護事業	必要	不要
認知症対応型老人共同生活援助事業		
複合型サービス福祉事業		
老人デイサービス事業	必要	必要

(1) 事業を開始する場合

事業を開始する際は、下記書類を提出してください。

①届出の時期

介護保険法上の指定申請と同時に提出してください。

②必要書類

	届出書類	添付書類
老人デイサービス事業以外の事業	様式1 老人居宅生活支援事業開始届	①定款 ②勤務形態一覧表 ③管理者等の経歴書
老人デイサービス事業	様式1 老人居宅生活支援事業開始届 様式4 老人デイサービスセンター設置届	④当該申請の事業に係る資産の状況が分かる書類（決算書内の貸借対照表及び損益計算書） ⑤事業所の平面図及び居室面積が分かる書類

(2) 届出内容に変更が生じた場合

次の内容に変更が生じた際は、下記書類を提出してください。

- ① 事業の種類及び内容
- ② 申請者の氏名及び住所 ※法人であるときは、その名称及び主たる事業所の所在地
- ③ 条例、定款その他の基本約款
- ④ 職員の定数及び職務内容
- ⑤ 職員の氏名及び経歴
- ⑥ 事業を行う区域 ※複数の区域で行う場合は、事業所所在地の市町村に提出してください
- ⑦ 施設、サービスの拠点又は住居の名称 ※老人居宅介護等事業を除く
- ⑧ 事業の種類 ※老人デイサービス事業、老人短期入所事業のみ
- ⑨ 所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員 ※老人デイサービス事業を除く

①届出の時期

変更後1か月以内に提出してください。

s ②必要書類

	届出書類	添付書類 (※)
老人デイサービス事業以外の事業	様式2 老人居宅生活支援事業変更届	①定款、寄附行為 ②勤務形態一覧表 ③管理者等の経歴書 ④当該申請の事業に係る資産の状況が分かる書類(決算書内の貸借対照表及び損益計算書) ⑤事業所の平面図及び居室面積が分かる書類
老人デイサービス事業	様式2 老人居宅生活支援事業変更届 様式5 老人デイサービスセンター変更届	

(※) 変更項目に関する添付書類を提出してください。

(3) 事業を廃止（休止）する場合

事業を廃止（休止）した際は、下記書類を提出してください。

①届出の時期

廃止又は休止の日の1か月前までに提出してください。

②必要書類

	届出書類	添付書類
老人デイサービス事業以外の事業	様式3 老人居宅生活支援事業廃止（休止）届	
老人デイサービス事業	様式3 老人居宅生活支援事業廃止（休止）届 様式6 老人デイサービスセンター廃止（休止）届	不要

3. 記入上の注意事項

- ①"届出者住所の欄"は、法人の住所を記入してください。
- ②"届出者氏名の欄"は、法人の名称及び法人代表者の職氏名を記入し、代表者印を押してください。
- ③"参考事項の欄（変更、休止、廃止の場合）"は、事業所名を記入してください。（※様式6を除く）